

令和8年1月9日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和8年1月9日（金）
15時55分 ～ 16時35分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室（2階）
- 3 議 事 議案第 20号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第 21号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
議案第 22号 農用地利用集積等促進計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1）農地法第3条の3第1項の規定による届出
2）非農地通知について
3）全国農業新聞の普及状況
4）業務報告・予定
5）その他

出席委員 19名

1番 田 悟 敏 子	11番 渋谷 達 也
2番 吉 江 秀 一	12番 西 村 一 成
3番 石 丸 正 明	13番 中 田 栄 信
4番 宮 西 勝 昇	14番 山 本 克 博
5番 加 賀 谷 良 雄	15番 大 浦 正
6番 木 村 鉄 雄	16番 福 原 智 子
7番 唐 島 隆 夫	18番 山 口 誠 一
8番 加 藤 裕	19番 日 光 和 雄
9番 山 崎 外 喜 雄	20番 作 田 昭 一
10番 和 田 由 美 子	

欠席委員 17番 水 上 龍 二

令和 8 年 1 月 9 日 農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	それでは皆さん、明けましておめでとうございます。今年もひとつよろしく願いいたします。今年は、我々の改選時期ということでありす。残り 7 月まで、また皆さんの協力を得て進めていきたいと思ひます。よろしく願いいたします。 先月の 22 日、23 日には、昨年の 3 月で一旦公表いたしました地域計画につきまして、各地区の変更があるかないかという協議の場を設けさせていただきました。皆さんにはご足労いただいて本当にありがとうございます。残り 3 地区につきましては 1 月 14 日に開催されるということを知っておりますので、該当する地区の委員の皆さんについては、またひとつご協力のほどよろしく願いいたします。 定刻前ではありますけれども、ただいまから小矢部市農業委員会 1 月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は 19 名ということで、総会は成立しております。欠席委員は水上委員さんでございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。2 番の吉江委員さんと 4 番の宮西委員さん、よろしく願いいたします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 ○議案第 20 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」計 1 件 ○議案第 21 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」計 1 件 ○議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画の制定について 以上、3 件の付議議案となっております。 それでは、議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書 1 ページをご覧ください。 受付番号 22 番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は○筆で、合計面積は○㎡となっております。譲受人が○○さん、譲渡人が○○さん、○○さん、○○さんです。位置図については、1 ページから 2 ページをご覧ください。 農地法第 3 条第 2 項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしている

	と思われます。以上です。
会長	それでは、この件につきまして、○地区担当の○○委員さんより、受付番号22番についての調査報告をお願いいたします
○○委員	それでは報告いたします。位置図の1ページ2ページを参照しながら聞いていただきたいと思います。 今回の案件は所有権の移転です。譲渡人は○○さん、○○さん、○○さんというこの3人の方です。この3名は○に亡くなられた○○さんというお父さんの娘3姉妹です。 譲受人は○○さん、○歳、この方にも会えない状態でした。 申請地は小矢部市○の畑○㎡です。申請地に隣接する○、○白塗りですけども、少し書いてある部分がありますね、そこは建物が建ってしまして、その土地と建物も一括で購入するという案件です。○○さんがシェアハウスとして管理するという予定です。申請地は○㎡畑ですけども、家庭菜園として一緒に一体的に管理したい利用したいということでございます。 ○○さんは○と○の2拠点で生活されております。だから、○と○を行ったり来たりするという方が、この土地を買おうという話です。○の居住日数は年間○日程度ということで、ほとんどは○におられるらしいですけども、そういう面で管理の面でも問題は無いのではないと考えます。 この所有権の移転及び土地の引き渡しについては今年の1月に行いたいという要望書でございまして、急ではございますけども、この案件について家と地面だけ見てきました。 また色々意見があったら、お伝えしたいと思いますので、よろしく審議ください。
会長	はい、ただいまの調査報告、並びにこの議案について、ご質問等ございませんでしょうか。
○○委員	シェアハウスと書いてありますが、外国の人が住むのですか。
○○委員	誰が住むのかはちょっと分かりません。ただ、これを管理するという人が○さんということで、○の広い面積の中に家が建ってしまして、その横にある農地を畑にするという計画です。

〇〇委員	ここは今畑ですか。
〇〇委員	今畑になっています。そこに野菜作って、シェアハウスにしたいとのことです。
〇〇委員	現状の畑はどなたがやっておられるのですか。
〇〇委員	前のお父さんが娘３人残して亡くなられたのです。それで長女はここに書いてありますけども〇、次女は〇、それから三女も〇の市外にいると、だから今ほったらかしになっています。
会長	他にございますか。
会長	一つ私から聞いてもよろしいですか。今〇がいわゆる今の家が建っている宅地ですが、この〇には何がありますか。
〇〇委員	〇は別の人の所有です。〇が管理する倉庫なんですよ。だから対象にはなってないです。
会長	これは倉庫なのですね。
会長	他にございませんか。 無いようですので、議案第20号、受付番号22番について異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	はい挙手多数。挙手が過半数以上でありますので、それでは「異議なし」として、議案第20号については「承認」といたします。 続きまして、議案第21号「農地法第５条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第21号の「農地法第５条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書２ページをご覧ください。 受付番号14番は、譲渡人が〇〇さんで、譲受人が〇〇さんです。対

	象の農地は○筆で合計面積が○㎡となっており、貸資材置場のため転用を行おうとするものです。位置図については、3ページから5ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、第1種農地に該当しており、『既存地拡張』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	それでは、この件につきまして、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号14番について調査報告をお願いします。
○○委員	ご報告します。 地図の3、4ページ、見ていただきましたら○と表示されております。これ数年前に倒産しまして、ずっと人も住んでいないような状態だったのですが、昨年くらいから何か作業場として稼働されているなというふうに私どもは見ておりました。 今回の調査依頼があって、内容を把握するために現地にも行ってきましたが、経営している方は外国人の方で全く言葉は通じません。従業員も外国人で、誰か日本語が分かるものはいないのかと言ったら、旧の作業場というか、そちらの方に事務員で日本語が話せる方がいたので、その方とちょっと電話で話しはしましたが、ちょっと要領が得ないところもありました。とりあえず清水地区の区長さんと、あこの申請の代理人として行政書士の○事務所というところを通っているのですが、そちらの方に電話して内容について確認をしております。 申請地につきましては、私もこの近辺をよく通りますが、もう○年くらい前から埋め立てて土蔵造りの蔵が建っています。今回初めて違法転用の場所だったということで把握したのですが、ここにつきましては、この○○さんが、もう亡くなっていますけれども、が建てられて、その後、息子さんが事業を引き継ぐ形で運営をされておりました。ですので、該当地につきましては、すでに完全に盛り土も終わって、○年間、蔵が建ったままというような状況で、今回この地面につきましては、倒産されたもので競売かなと思ったのですが任意売買で取得されたということで、地権者の変更をしようとしたところ申請地につきましては畑になっていましたので、農地ということで申請しないと名義変更ができないということで今回の申請に至ったものです。 隣接の○○さんという方も同意はされていますし、特に問題はないと

	思います。〇〇さんの方からも始末書が提出されておりますので、ちょっと今更元に戻すことも実質問題としては不可能だろうというふうに思いますし、近隣の方も同意されますので特に問題ないだろうというふうに思っております。 以上です。
会長	はい、ありがとうございました。 ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。
〇〇委員	これは現実的に今何をしているところなのか。
〇〇委員	廃金属を集めて何か処理しているんです。今中を見てみると、外国人の方が4、5人いて、パソコンの分解をしていました。それ以外に、表の方にはステンレスのタンクみたいなものや潰れたものが積んであったりとか、そういうような廃品回収をして、金目のものを何か加工していくんじゃないかなという、今この会社自身は、今まで〇の方で〇という会社でやっていたそうなので、それが移転してきました。要は住宅もあるもので、そっちの方が都合がいいということで、こっちの方に今移転してきて、ただ全てまだ移転し終わっているわけではないので、住宅の方にはまだ誰も住んでいません。
〇〇委員	廃品ということは、変なものが入って来なければいいけど。何か変なものが入ってきて周りに迷惑をかけるようなら、やっぱり考えなければいけない。
〇〇委員	よくある鉄板で周りをずらっと囲んでしまって中が見えない、そういうような状態になっています。
〇〇委員	あとこの中に油とか何か混じってくると困る。
〇〇委員	地目に用悪水路とあるけど、これは存在しているのですか。
〇〇委員	存在はしています。〇さんの横の方に小さい三角の地面がありますけど、まだ畑を作っておられますので、そこからは水が抜けるようになっています。

〇〇委員	定期的に調査に入るのか。うちの町内にもあるけど、年間に何回か抜き打ちで調査に入るという約束がある。それでないで契約違反で辞めさせというのがある。さっき言ったオイルとか、油系統とか、農地に負担がかかるもので、そういう細かいところまで見てあるのなら、やむを得ないところもあるのかもしれない。
〇〇委員	実際の問題として今承諾するのはこの狭い部分です。大きいところについてはもうすでに事業を始めていますので、何とも言えないところではあります。
会長	そもそもこの事業を始める申請はどこの部署ですか。
事務局	やっぱり悪臭が出たり、何か流しているとか、そういうことになりますとおそらくは1階の生活環境課の部門の話になります。
会長	〇〇委員さんが言われたように、こういう面積要件なり他の要件によって申請しなければならないとか。ただ届け出だけでいいのですか。
事務局	分かりました。次回の宿題として環境課の方に確認させていただいて、その他のところで報告させていただきたいと思います。
事務局	基本的に民民の契約であって、それが第一優先になってくるものですから、そこに行政としてどういう規制を掛けられるかというところは、ちょっと確認しないと。多分加賀谷さんが言われるのは、地元との話とか、環境課を通じて地元と業者さんとの関係の中で、そういう話し合いみたいなものがあるのかなと思うので、それが法律なりそういうしっかりしたルールに基づいたものかどうかというのは、今後もこういうことが出てくると思いますので、確認してみないといけないです。
〇〇委員	結局なし崩しになると後からでは遅い。
会長	今回は畑の小さい面積だけだけれども、今事務局から言われたように去年の〇月にもう宅地の部分で売買が終わって、しかもそこからもう作業始められているということは、それまでにそういったような申請なり届け出なりがあったものかどうか、ということがちょっと気になりました。
〇〇委員	〇から撤退するという話になっているのか。

〇〇委員	多分そうだと思いますけど。
〇〇委員	〇は実際に今やっていますけども、いつかは無くなると。
〇〇委員	そこまでは確認してないです。
〇〇委員	理由があって移動すると思うが、あそこがそんな不便な場所なのかどうか、環境課に何か文句言われたから出ていかなければならなくなったのかとか、それがあるからかなというふうに今ちょっと思ったりしました。
〇〇委員	この申請の方には書いてあるのは、住宅と隣接しているのですよね、そこで管理がしやすいからってというような書き方をしています。
〇〇委員	〇も住宅と隣接しているが、それは自分の地面じゃない。 あそこには結構大きい地面があるからどうなのかなと思って、何が不便なのか何か問題あったから津沢まで移動しなければいけないのか、ちょっと引っ掛かったものがあったので聞いただけです。
会長	他にございますか。 無いようですので、受付番号14番について、異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	はい、過半数に達しておりますので、それでは「異議なし」として、議案第21号については「承認」といたします。 なお、先ほど事務局から言われたように、許可申請について調べて、報告願います。 続いて、議案第22号農用地利用集積等促進計画の制定について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の3ページをご覧ください。富山県農林水産公社より農地利用集積等促進計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、4ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が20件で、合計面積が162,283㎡であり、

	新規が 124,764 m²、再設定が 37,519 m²となっております。 また、「3 年以上 6 年未満」の利用権設定が 42 件で、合計面積が 323,309.72 m²であり、全て新規となっております。 また「6 年以上 10 年未満」・「1 年以上 3 年未満」の利用権設定はありません。 申請の内容は 5 ページから 50 ページに記載のとおりです。 これについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	質問が無いようですので、議案第22号について異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	はい、挙手が過半数を超えておりますので、「異議なし」として、議案第22号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 今回、協議事項はございません。 次に、報告事項について事務局より説明をしていただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 51～53 p 2) 非農地通知について (12/10調査) 54～60 p (位置図 6～22 p) 3) 全国農業新聞の普及状況 61～63 p 4) 業務報告 64 p 5-1) その他・総会日程 65 p 5-2) その他・11月総会であった問合せ 66 p
会長	はい、ただいま報告事項の説明がございましたけれども、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、本日の案件については全て終了しましたので、これにて総会を閉会したいと思います。

	閉会の挨拶を吉江職務代理さんよりお願いいたします。
職務代理	あらためまして、新年明けましておめでとうございます。 去年は委員の皆様のおかげでスムーズな運営ができたと思います。今年もまたよろしくお願いします。 天気予報では明後日ぐらいからまた大雪とか、そういう予報も出ていますので、皆さん怪我とかに気をつけて、また除雪なり自宅で籠るなり、体を大事にしてください。 以上で終わります。
会長	どうもありがとうございました。
	－ 1 月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和8年1月9日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 2 番 吉 江 秀 一

4 番 宮 西 勝 昇